

令和6年11月5日発行 通巻276号(発行/一般社団法人 西新井法人会)

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2024
11
Vol.276



飛騨高山市内の町並み

巻頭コラム



小川 節子 書

目次

巻頭コラム“風”
「異常気象と火災保険の現状」
税制委員長 山崎 純徳 2

第48次仲間づくり運動について
第10代会長 安江 文博 3
第48次仲間づくり月間に向けて
第3組織委員長 岩田 幹生 3

令和6年度
「税を考える週間（11月11日～17日）」
関連行事予定 4

税制委員会 税制講演会
足立区役所区民部 定額減税給付金担当課
「定額減税調整給付金について」 5

社会貢献委員会
「未使用タオル」回収協力をお願い 6

社会貢献委員会
「献血活動」 7

第3ブロック 西新井第一・西新井第二・
栗原米町・島根栗原支部合同
仲間づくり出陣式 8
第5ブロック 江北・扇支部合同
仲間づくり出陣式 8

新田支部日帰り研修会 9
源泉部会第2回研修会 9

青年部会家族交流会 10
青年部会 海外研修会 11

第40回 法人会全国大会（鹿児島大会） 12
西新井税務署からのお知らせ 13

足立都税事務所からのお知らせ
東法連・法律相談 14

警察だより
消防署だより 15

東京税理士会 16

訃報 17

催しものインフォメーション
決算法人説明会・新設法人説明会
表紙のことば／編集後記
税務無料相談室 18



異常気象と 火災保険の現状

税制委員長
山崎 純徳

これまで、異常気象の原因の大半は、偏西風の蛇行や台風などの気象擾乱、エルニーニョ現象といった大気の内外部変動や海洋との相互作用とされてきました。

しかし最近では、大気中の温室効果ガス濃度の高まりに伴って地球の平均気温が上昇することと降雨パターンが変動し、異常気象の発生頻度が高まったとされています。

近年では、2024年8月の日本列島各所に被害をもたらした、台風10号の記憶が新しく、毎年のように台風やゲリラ豪雨の被害が頻発しております。

火災保険のトレンドとして、火災、盗難による事故件数が減少傾向にある一方で、風災水ぬれや破損汚損等の事故件数が年々増加しています。

火災保険は保険業界として13年連続で赤字となっています。異常気象による自然災害の増加に伴い、保険金の支払いが増えているためです。ニュースでも「数十年に一度の大雨」といったフレーズを耳にする機会が増えたように感じます。今まで起こることのなかった大規模な自然災害が頻発しており、それによって火災保険の収支は急激に悪化している現状にあります。そういった背景もあり、火災保険の保険料は毎年値上がりが続いています。

そこで考えたいのが、今後皆様の会社又は家庭の火災保険はどうしたら値上がりの影響を最小限に抑えられるかについてです。

まず1つ目は、火災保険の長期契約(2～5年)する事です。契約年数に応じて契約期間の保険料の値上がりを抑制することができ、さらに長期契約の割引も使えるからです。2022年10月の改定により保険期間5年が最長となり、5年の一括払い契約が最もお得と考えられます。

2つ目は、地域の洪水ハザードマップなどの活用により補償を見直したり、リスクの高低による免責金額(保険金支払い時の自己負担の額)を増やすことで保険料を抑制できます。

これからも異常気象による台風やゲリラ豪雨といった自然災害は続くと考えられます。加えて損害保険協会によると、火災保険の不正請求問題が発生しておりこれも損害率の悪化に一部影響を与えているといえます。したがって今後も保険料の値上がりは続くと思われます。

火災保険は、自然災害や予期せぬ事故による経済的損失から皆様の財産を守る重要な手段です。これを機に、万が一の際の備えとして「補償期間・補償内容・補償範囲」などの再確認をしてみてください。



第48次仲間づくり運動について

第10代会長 安江 文博

一般社団法人西新井法人会会長の安江でございます。会員の皆様方におかれましては常日頃より法人会活動に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

法人会活動におきましては、すっかり従来の形に戻り、各委員会、ブロック・支部、各部会が活発に動いており、会員の皆様のご協力をありがたく思っております。

しかしながら世界に目を向けますと、終わりの見えないロシアのウクライナへの侵攻、イスラエル対イスラム抵抗運動(ハマス)の紛争における市民への虐待、ミャンマーでの動乱による圧政、中国・台湾問題、北朝鮮の動向等、世界中では懸念される出来事が数多くありますが、一刻も早く、より良い形で終息してほしいと願っております。

さて、当法人会の事業のほとんどは会員皆様のご協力で成り立っているものばかりです。その中でも会の根幹となる事業「会員増強運動」を、今年度は年間を通して行うことと致しました。また新たに「仲間づくり」というスローガンを掲げ、令和6年4月1日から令和7年3月15日まで通じて行っております。

令和6年3月末現在、稼働法人数7,108社、会員数5,264

社、加入率74.1%で、倒産等の理由により会員数が減少しているのが現状です。本年度も各支部で決めた目標加入数を達成するために、役員はもとより法人会会員の皆様とも連携を強めるなど、窓口も広げて仲間づくり運動を進めてまいりたいと考えております。ぜひ皆様のお近くで「法人会」に興味がある方がいらっしゃいましたら、いつでも地元の役員又は事務局へご連絡ください。法人会組織のご案内から、入会の申し込みまでご対応させていただきますので、皆様の更なるお力添えをお願いいたします。

また、会員数5,000社以上の大規模法人会の中で、24年連続加入率第1位を維持していますことは偏に皆様のご協力の賜であると思っております。その実績を維持し、従来の実績に恥じないよう気を引き締めて推進してまいりたいと思っております。

そして、本年度も引き続き税務当局及び納税六団体の皆様に特段のご協力をいただきますようお願いいたします。結びに当たりまして会員皆様方のご事業の益々の繁栄とご健勝を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



第48次仲間づくり月間に向けて

第3組織委員長 岩田 幹生

酷暑が続いた夏もようやく終わりを告げ、涼しさを感じる季節となってまいりました。

本年度より「会員増強運動」を「仲間づくり運動」と名称を変更し、法人会の新たな仲間を迎えるための活動を年間を通じて行っています。また、各支部から掲げられた目標数の達成に向けて10月より積極的に取り組んでいます。

新しくなったパンフレットには、会員が受けられるサービスや、経営者の「お困りごと」を異なる業種の会員同士が持つ専門知識やサービスを活用し、互いにサポートし合う場があることも明記されています。これらのツールを使えば、より効果的に法人会の説明ができると思います。

また、税務や法務に関する専門家の講演や研修会を通じて、新しい税の仕組みや経営に役立つ知識を習得できる場を提供したり、未加入法人向けにセミナーを開催する新しい取り組みも行われています。さらに、財務委員には地域の金融機関の方にも仲間として参加していただいています。このように「メリット」は人によって違いますが、その法人様に役立つことも多くあると思っております。

支部役員や既存の会員の皆様と協力し、法人会の意義やメリットを丁寧に説明し、より多くの方々に仲間となっただけよう努力してまいります。掲げた目標の達成に向けて、会員の皆様と密に連携し、活動を進めたいと考えています。法人会の成長と発展を共に目指してまいりましょう。

令和6年度 「税を考える週間(11月11日~17日)」関連行事予定

主催団体名	日付	10月	11月	12月
納 連		10/18 東総連城東地区協議会 【法人会館】 10/22 署長講演会 (後援) 【法人会館】	11/15~11/29 「中学生の税についての作文」 入賞作品展示 【区役所庁舎1階】 11/22 「中学生の税についての作文」 表彰式 【法人会館】	12/9 一日税務署長イベント 【西新井税務署】 12/19 中学校校長との座談会 【法人会館】 時期未定 「中学生の税についての作文」入賞作品展示 【アリオ西新井】
	青 申 会	10/8、10 説明会(贈与、相続、遺言) 【西新井青色申告会館】 10/22 署長講演会 (後援) 【法人会館】		
法 人 会	10/6 ・「こども税金教室」 (税理士会西新井支部) ・「こども税金クイズ」 (玉ノ井部屋力士) 【ギャラクシティ】 ・コンサート及びパレード (第十四中学校) ・税金クイズ (玉ノ井部屋力士) 【西新井大師境内・参道】	10/22 署長講演会 (主催) 【法人会館】	11月号 「税務行政のDX推進」について の法人会報誌への掲載 11/15 説明会(年末調整) 【法人会館】 11/29 「絵はがきコンクール」表彰式 【法人会館】	12/16 一日税務署長イベント 【西新井税務署】 時期未定 「絵はがきコンクール」入賞作品 展示 【アリオ西新井】
	10月中旬~11月中旬 広報物品(ウエットティッシュ・ イータ君飴)の備え置き 【金融機関】			
税 理 士 会	10/28 ・街宣車による街頭広報出発 式 (街宣車は10/28、11/8に管 内各所を巡回) 【西新井税務署玄関前】			
間 税 会		10/16~11/30 横断幕掲出 【環七西新井歩道橋】 10/22 署長講演会 (後援) 【法人会館】	11/6 「税の標語コンクール」表彰式 【エル・ソフィア】	時期未定 「税の標語コンクール」入賞作品 展示 【区内足立成和信用金庫支店】 【滝野川信用金庫江北支店】 【アリオ西新井】 12/16 一日税務署長イベント 【西新井税務署】
	酒 販 組 合	10/22 署長講演会 (後援) 【法人会館】		
税 務 署			11/14 納税表彰式 【法人会館】	

税制委員会 税制講演会
足立区役所区民部 定額減税給付金担当課
「定額減税調整給付金について」

令和6年9月18日(水)
西新井法人会館



税制委員会主催、令和6年度税制講演会が9月18日に西新井法人会館2Fにて開催されました。

始めに司会の私が開会の言葉、次に横瀬副会長よりご挨拶をいただき、続いて足立区役所定額減税給付金担当課長の久保田夏恵様より「定額減税調整給付金について」という演題でご講演いただきました。

令和6年度の税制改正に伴い、本年度6月以降施行されているこの制度ですが、制度自体は令和6年度の1年という短い期間で行われます。定額減税額については、基本として1人あたり所得税が3万円、住民税が1万円とされ、更に扶養親族等の人数に応じて減額される制度となっています。

今年度の講演では、減税対象者の説明から始まり、扶養親族の出生あるいは死亡による対象人数の変化について、そして定額減税の実施方法について給与、事業所得、

年金の3つを挙げてお話いただきました。また今回の演題の通り定額減税調整給付金という、今年度減税しきれなかった人に対する支給についても説明いただきました。そして支給額が足りなかった人(退職あるいは就職等で給与に変化があった人、扶養親族が増えた人、控除等で減税しきれなかった人、令和7年1月以前に入国し収入を得た人等)については不足額給付を予定しているとのことです。こちらの給付時期、方法等は未定となっており、詳細はあだち広報等でのお知らせを待つこととなります。

最後に今回講演いただきました久保田様におかれましては、公務ご多忙の中準備いただき誠にありがとうございました。

(税制委員長 山崎 純徳)

未使用タオル 回収協力のお願い



社会貢献委員会
委員長
松崎 顕治

社会貢献委員会では、毎年末12月に各支部ご協力のもと「未使用タオル」回収運動を実施し、回収後は取りまとめて社会福祉法人足立区社会福祉協議会を通じて区内社会福祉施設へ寄贈しております。本年も、12月10日まで支部の社会貢献委員が中心になり、回収を行う予定です。

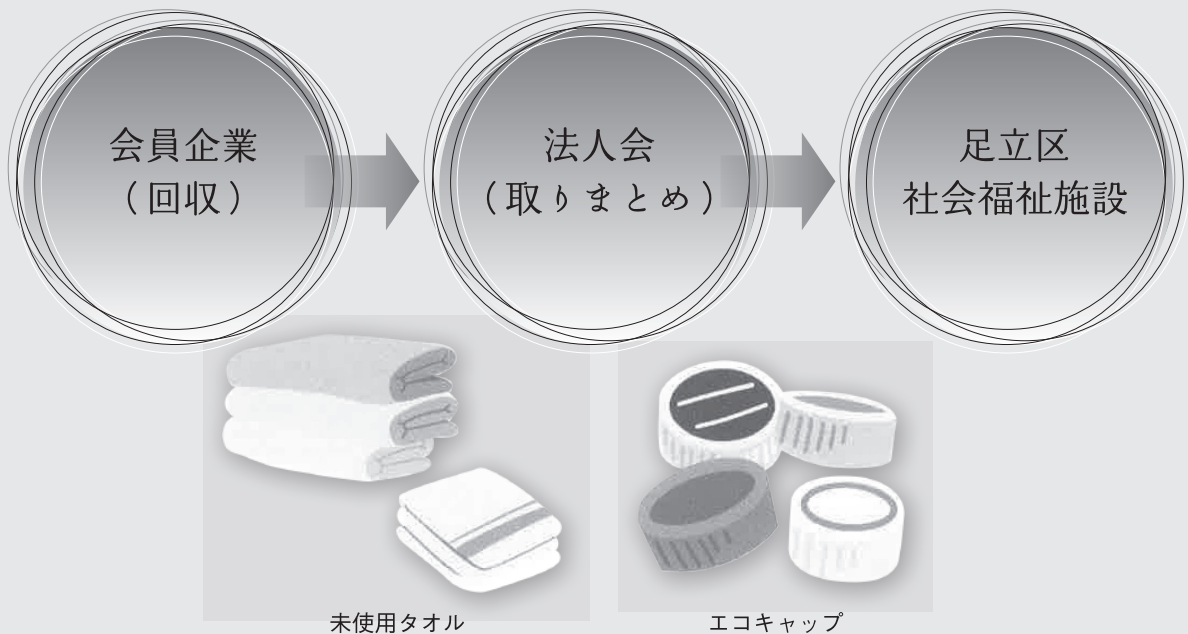
皆様の会社にあります「未使用タオル」を是非この機会に提供していただければ幸いに存じます。回収運動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、オールシーズン回収しているエコキャップについては、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行った上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進してまいりたいと存じます。

何卒宜しくお願い申し上げます。



法人会の 1日人間ドック型式 **生活習慣病健診**

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参照下さい。

一般財団法人 **全日本労働福祉協会** 渉外部
東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18
TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方!
マル経融資 (小規模事業者
経営改善資金)

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・保証人不要の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。

お問い合わせ **東京商工会議所足立支部**
☎ 3881-9200



9月11日に西新井税務署駐車場内におきまして毎年恒例となりました献血活動のお手伝いをさせていただきました。

今年は酷暑の中での開催となり、体感で40度は超えていましたが、日本赤十字社の献血スタッフの皆様はしっかりと熱中症対策をとりながら、本当にテキパキと献血作業に従事されておりました。

現場はそのような状況でありましたので、我々社会貢献委員は本当に出来る限りのお手伝いとなりました。

午前10時過ぎ西新井税務署からは、石塚署長、久永副署長、黒澤法人第一統括官、久保総務課長にもご参加いただき、社会貢献委員会担当小川副会長と集合写真の撮影を行ったのは、日陰を求めながら作業するという状況になってしまいました。

午後の部は13時30分より開催しましたが、午前中に続く強い陽射しのなか、ライオンズクラブのスタッフの方々はプラカードを持ち、西新井税務署正門前でのお声掛けを行われていました。

「この酷暑で献血をするために足を止めていただける方はいるのか？」との心配をよそに、事前にご予約された方々が定刻に来場され、とても心が熱くなりお礼の言葉に力が入ってしまいました。

また、台風が沖縄に近づいていたせいも、夕方からは風が出てきて幾分暑さが和らぎ、正門前にて興味を持って足を止めて下さる方がいたり、質問される方がいたり、この活動が少しずつ、そして着実に成果が出ているような感じがしました。

最後になりますが、毎年快く場所を提供していただいております西新井税務署幹部の皆様、活動の中心軸として切盛りしていただいた日本赤十字社とライオンズクラブの方々、そして、当日献血にご参加頂いた大勢の皆様に感謝申し上げます。

(社会貢献委員長 松崎 顕治)

第3ブロック 西新井第一・西新井第二・栗原栄町・島根栗原支部合同 仲間づくり出陣式

令和6年10月8日(火)
西新井法人会館



仲間づくりに向けて思案中



会議の後は懇親を深めました

10月8日火曜日18時より、第3ブロックは法人会館にて「会員増強出陣式」あらため「仲間づくり出陣式」を行い、4支部の副支部長、金融機関や福利厚生・サービス事業を含む19名が参加しました。各支部長からそれぞれの活動方法や、会員増強に向けた苦労した点などについての話があり、意見交換を通じて各支部が抱える課題とその取り組みが共有されました。齋藤副会長からも激励の言葉が贈られ、福利厚生・サービス事業の新設

法人への対応に関する話も非常に参考になりました。

出陣式の後は懇親会が開かれ、西新井第一支部北澤支部長の乾杯から始まり、和やかな雰囲気の中で進行了しました。その後、参加者同士のだんらんで親睦が深まり、最後に島根栗原名取支部長による閉会の言葉で締めくくられました。これからさらに頑張っていきましょう。

(第3組織委員長 岩田 幹生)

第5ブロック 江北・扇支部合同 仲間づくり出陣式

令和6年9月27日(金)
清水屋3階会議室



仲間づくり出陣式風景



懇親会風景

第5ブロック、江北・扇支部合同の仲間づくり出陣式を、9月27日(金)午後5時30分より清水屋3階の会議室で行いました。

初めにわたくし飛田が開会の挨拶と、続けて進行も担当させていただきました。

続けて、組織担当の松岡隆司副会長から『第48次会員増強運動』は、4月より翌年の3月までの通年でいうことになったこと、増強というよりは、「仲間づくり」ということ。過日参加した東法連の組織委員会での、他法人会の増強活動の状況を紹介し、わが西新井法人会としては着実に「仲間づくり」を進めていくために、皆様方のご協力を是非お願いいたします。』と、ご挨拶をいただきました。

その後は江北支部、扇支部それぞれに分かれ、仲間づくりの協議に移りました。各支部長を中心に未加入法人の名簿を詳細に検討。特に新設法人、転入法人を誰が対

応するかを検討し、「役員をはじめ受託会社も一致団結して取り組もう！」と活発な協議が行われました。

会議の終了に際し、江川英明江北支部長から「お互いによく連携を取り合いながら、両支部とも力を合わせて目標を達成していこう」と呼び掛けました。

その後は懇親会会場に場所を移し、伊藤康之厚生委員の進行で進められました。

初めに齊藤実本部監事の挨拶があり、続けて「仲間づくり、ガンバろう！」の発声で乾杯をしました。その後、福利厚生、サービス事業の受託会社、事務局から増強の協力の挨拶と決意を挟み、門前清水屋の美味しい料理を味わいながら、和気あいあいとした歓談は、大いに親睦を深めました。

最後に、元江北支部長の小幡常男さんの挨拶と威勢のいい三本締めで仲間づくり出陣式の閉会となりました。

(第5組織委員長 飛田 恒夫)

新田支部日帰り研修会

令和6年9月1日(日)
茨城県筑波方面



令和6年度新田支部日帰り研修会を9月1日(日)に、6年ぶりに開催いたしました。

一時は台風10号が関東地方へ接近の予報もあり、開催が危ぶまれましたが、総勢28名にて大型バス1台を貸し切り遂行できました。

出発して茨城県に向かうさなか、DVDにて税務研修会を行い、最初の目的地鉾田市にあるフォレストパークメロンの森に到着し、試食したあとでメロン狩りを楽しみました。その後は筑波山方面に向かい、観光ホテルでの昼食に舌鼓をうち、車内ではカラオケ大会で盛り上が

りました。

帰りはつくば陣屋に寄り、筑波ハムの工場見学や、道の駅常総での買い物、車内でのビンゴ大会と、大変にぎやかに過ごしつつ無事帰路につくことができました。

初参加の会員の方も多く、会員相互の親睦も深まり、大変有意義な研修会となりました。今後も支部会員の皆様に喜んで頂けるような研修会を企画していきたいと思

(支部長代行 土井 正義)

源泉部会第2回研修会

令和6年9月13日(金)
西新井法人会館



令和6年9月13日(金)午後3時30分より西新井法人会館2階Aホールにて、源泉部会研修会(源泉徴収のポイントII)が開催されました。

小林幹事の司会進行のもと、跡部副部会長の開会の言葉と白井副会長のご挨拶により説明会が始まり、西新井税務署法人課税第一統括官の黒澤様よりご挨拶と報酬料金と特殊な給与について、源泉徴収のあらましの資料をもとに解説がありました。

色々な種類の報酬料金があることに感心しました。解

説の中盤では楽しいクイズも織り交ぜ、最後まで興味深く解説を聞くことができました。

結びに、吉田副部長から閉会の挨拶と、研修会についてのアンケートの提出依頼をもって、説明会は無事に終了しました。

ご担当いただきました講師の方や参加者の方々に感謝を申し上げますと共に、より多くの皆様が源泉部会研修への参加が増えることを望みます。

(源泉部会 幹事 石井 克典)

青年部会家族交流会

令和6年8月20日(火)
西新井法人会館



青年部会交流事業「家族交流会」を8月20日西新井法人会館にて開催いたしました。

昨年に引き続き青年部会メンバーが頑張って設営してくださいました。今回は皆様のお陰もあり71名のご参加を頂く事ができました。

青木青年部会長のご挨拶、ご発声により開会し、野口顧問よりご挨拶と乾杯のご発声を頂きました。

恒例の税金クイズでは、子供たち全員が参加し、消費税の問題、税金の使われ方の、我々部会員でも頭を悩ましそうな難題を、周りの子供たちと相談しながら楽しそうに回答しておりました。

またゲームコーナーで射的やヨーヨー釣り、かき氷の催し物が始まると、子供たち同士仲良く楽しそうに遊ん



でございました。

エンタメとして、今年は風船おじさんことバルーンMotoさんと、お笑い芸人の木曾さんちゅうさんと、あらぼんさんをお招きしました。バルーンMotoさんの、舞台上にて風船アートを曲に合わせて即興で作る姿に、子供たちは大盛り上がりでした。木曾さんちゅうさんとあらぼんさんは、「じゃないほう芸人」としてのトークコントをしていただき盛り上がりました。

また一番の盛り上がりを見せたのが、恒例のビンゴ大会でした。液晶テレビや任天堂 switch、ソファーなどの目玉商品をはじめ、多くの景品をご協賛頂き、エンタメで登場した木曾さんちゅうさん・あらぼんさん司会のもと、参加された皆様がお手元のビンゴカードを手に汗して楽しんでおりました。

最後に白井担当副会長より締めのご挨拶を頂戴し、今年の家族交流会も無事閉会となりました。

最後になりますが、OB 諸兄、女性部会、青年部会、関係各位の皆様、多大なるご協力・ご協賛を頂きまして、心より感謝申し上げます。

皆様のお陰で大成功に終わることができました。

誠にありがとうございました。

来年も皆様のご参加をお待ち申しあげております。

(青年部会 副部会長 堀口 泰佑)



ワールド観光バス(株)

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適なバスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207でシンボルマークのステッカーが交付されました!

小型バスから～大型バスまで



本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>



飛行機の窓から外を眺めながら、フィリピンの大地が近づいてくるのを実感しました。西新井法人会青年部会の皆さんと共に、今回の研修会の目的地であるフィリピンへ到着し、初日から活気あふれる現地の文化に触れました。

今回の海外研修では、フィリピンでの異文化理解と経済・産業視察をすることができました。まず初めに、フィリピンの首都マニラに到着し、キリスト教会を見学しました。現地のガイドからはフィリピンにおけるキリスト教の歴史と文化、そして社会におけるキリスト教の役割について詳しい説明を受け、現地の方々の情熱的で献身的な信仰に触れて、彼らの誠実さや温かさに感銘を受けました。

続いて、セブ島に移動し、世界的に有名なセブのマンゴー工場を視察しました。特に日本への輸出が多いことを知り、フィリピンと日本の経済的な繋がりを再認識しました。工場内ではフィリピンの方々の明るく働く姿がみられ、徹底した衛生管理と効率的な作業姿勢が印象的でした。彼らの仕

事に対する真剣さや、活力あふれるエネルギーは、日本でも学ぶべき部分が多いと感じました。また、日本製の機械がラインで使用されている場面も見られ、両国の協力関係を象徴するような視察となりました。

さらに、研修の中ではリフレッシュの機会として、空港近くにある米軍基地が使用しているゴルフ場にも訪問しました。広大な敷地でプレーしながら、研修で学んだことを振り返り、青年部会の親睦も深めることができました。またこのゴルフ場訪問を通じて、フィリピンの軍事的背景にも触れる貴重な経験となりました。

全体として、今回の研修会はフィリピンの文化や産業、そして日本との経済的繋がりを深く理解するとともに、フィリピンの国民性である情熱的な人間性に触れる非常に有意義な機会となりました。今後も、この研修で得た知見とフィリピンの人々の姿勢を業務に活かしていく所存です。

(青年部会幹事 金子 大企)



全国大会ホストの鹿児島県法人会連合会はウェルカムイベントを鹿児島県美術資料センター黎明館に於いて「火縄銃試射」を開催した。

大会会場の城山ホテル鹿児島は四季の錦江湾を見下ろす絶景スポットとしても有名ですが、会場に入るや、既に全国からの参加会員により活気に溢れておりました。

第1部 開会の辞より主催者挨拶、来賓祝辞、表彰、各活動報告、大会宣言と盛会裏にして閉会の後、休憩をはさみ、第2部 記念講演に入りました。

講師は1955年鹿児島県生まれ、東京大学法学部卒業後、全日本空輸(株)に入社。企画室、マーケティング室等々歴任。2013年ANAホールディングス(株)代表取締役副社長、2015年代表取締役社長、2022年代表取締役会長、2024年4月取締役会長としてご活躍邁進中の片野坂真弥様。



自信と迫真に満ちた講演をしていただきました。

1952年2機のヘリコプターで創業、現在は70社の関連企業を含め、社員42,000人のトップとして、会社の浮き沈みを社会と経済の相関と織り交ぜながら今日までをお話し下さいました。

明確な数字とデーターをプロジェクターに次々と映し、順調な右肩上がり遂に2018年には2兆円企業として成長。

2024年1月羽田沖での事故を含め、1971年岩手県雫石での事故を忘れ無いように、年に1度の芝・増上寺慰霊祭では「安全が全て」を3復唱していること。

国際線の黒字も続く中、突然コロナ感染症が全世界を魔界に誘い込んだ。2019年3月16億円、4月19億円と取支減少が進み、2020年は4千億円の赤字の中でもボーナスを1ヶ月分だけ1回支給出来たが以後支給する事が出来なかったこと。

不安だらけの社会の中、ANAは「誰1人として社員の切り捨てはしない」と、2年間ビデオメッセージを出し続け、対話による安心感が生まれ、「コロナは忘れない」「希望は忘れない」「1円でも稼ぐ」「コストは使わない」とメッセージを今も共有しています。

また、資金調達のためジャンボ機を売りに出し、黒字に貢献した勇姿も今は無用の長物、焼け石に水の価格で水ついた社会に吸い込まれ、情勢の動きが見えない中、やがて予防接種薬ファイザーをベイルートより運ぶようになりました。

危機とチャンスは繰り返されるが経済価値と社会価値を照らし合わせ、役員世代交代を図るのも大事、対話会話が出来る事が最も大事な手段であったとお話しされました。

今は2020年2021年と法人税免税を甘受しているが法人税の納税に努力したいと結ばれました。

(副会長 小川 節子)

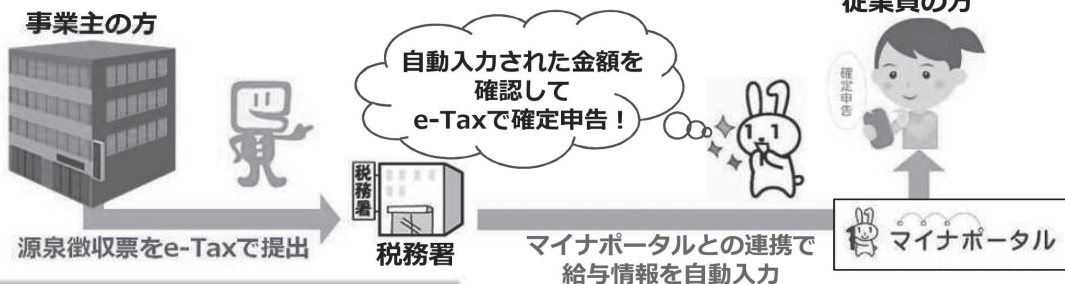




事業者の皆さまへ/
給与所得の源泉徴収票を
従業員の方の e-Taxで提出すると…
確定申告がさらに簡単に!!

事業者の皆さまが、
 給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
 従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
 給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
 ※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して
 e-Taxで申告する際にご利用になれます。



事業者の皆さまへのお願い

Point ①

事業者の皆さまからe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
 ※eLTAXの「電子的一元化機能」を利用する場合を含みます。なお、電子的一元化機能とは、市区町村に提出する給与支払報告書を作成すると、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を同時に作成・一括提出可能な機能です。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

都税事務所からのお知らせ

昨年度に引き続き、令和6年度も

小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



減免対象 一面地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りです。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和6年12月27日（金）です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】足立都税事務所 代表：03-5888-6211

1時間まで**無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の**法律相談**



1. 申し込み方法

- 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）
- その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

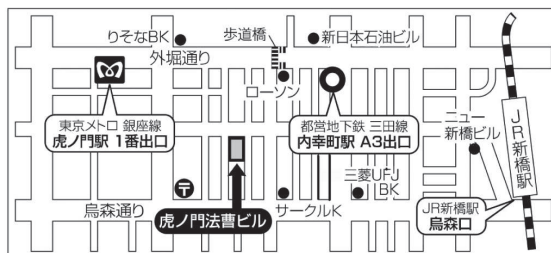
成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771



令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および帮助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

11月9日(土)から11月15日(金)は
秋の火災予防運動期間です。

目で確認 声出し確認 火の用心
令和6年度火災予防標語 岩崎 公瑠美さん

STOP! 住宅火災
冬には住宅火災が増える傾向にあります。



たばこ ストープ こんろ



消防団員募集!

今 あなたの力がが必要です



消防団は、自営業や会社員、学生や主婦などで組織されている消防機関です。
地域に密着している消防団は、火災、震災等に対する災害活動や住民の方への防災指導など安全・安心な街づくりの実現に欠かせない地域の防災リーダーです。

○入団条件

- 18歳以上の健康な方
- 23区内に居住、勤務・通学している方



入団に関する問合せ先
西新井消防署 警防課防災安全係 03-3853-0119

合併の実務について

中小企業には組織再編の実務はなかなか出てこないと思います。組織再編とは様々な経営課題の解決を目的に、組織の体制や形態を変更して編成しなおすことです。例えば合併、分割、株式移転、株式交換、現物出資、現物分配、株式分配があります。その中でも合併は組織再編の約半数を占めると言われています。

その合併ですが、特に税務は法人税法の該当条文が難解で、経験を積まないとその実務は滞りがちになり思わぬ落とし穴もあるようです。それは本来、合併は企業価値を高めるなどの目的があって行われることなのに、合併を租税回避行為に利用する事例があるため税法がそれを阻止しようとするからです。

合併とは2以上の会社が契約により一つの会社になることをいいます。合併前、被合併法人(合併により消滅する法人)は合併法人の子会社や兄弟会社であったりしますが、その被合併法人を他から買収してることがあります。この時、被合併法人の繰越欠損金を利用しての租税回避、あるいは被合併法人の所有する含み損資産(土地や株式)を利用しての租税回避を目論んでいることがあり、これらを防止するために法人税法では非常に厳しいルールがあるため、そこが合併の税務を難しくしています。

親子会社、兄弟会社で株式を100%所有している場合、あとは法人税法上の適格要件を満たせば(適格組織再編)税負担は大きく変わります。ここから要件判断が少しずつ複雑になってきますが、まずは対価要件と完全支配要件のいずれも満たせば適格合併ということになります。

繰越欠損金や含み損資産のある法人が合併する場合も、①支配関係発生から5年経過後の合併②設立時から支配関係がある法人間の合併③みなし共同事業要件を満たす合併のいずれかに該当すれば、繰越欠損金が切り捨てられたり含み損の損金算入制限は課されることはありません。

また、消費税申告への影響もあります。消費税の納税義務判定や簡易課税制度の適用関係にも注意が必要です。課税売上が小さい法人が、課税売上が大きい法人を吸収合併する場合は、合併により不動産を移転させた場合には不動産取得税は非課税ですが、登録免許税は課税されます。いずれも合併を検討する段階で同時に検討する必要があります。

以上のように100%グループ内の合併であれば比較的進めやすいですが、条件が複雑になるにしたがって判断がむずかしくなりますので経験豊富な実務家に相談することをお勧めします。



東京税理士会 西新井支部
税理士 ● 石井 雅裕

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。

葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。

谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。

あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。

ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。

また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前)

●家族・親族様の宿泊施設完備 ●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
●霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>



黒川秀昭氏は、去る令和6年9月20日ご逝去されました。

黒川秀昭氏は、平成25年～令和5年副支部長
令和5年～令和6年税制委員会副委員長

12年もの間当会の組織や、税制制度の啓蒙活動にご尽力されました。

改めて、氏の生前の法人会へのご功績並びに各界へのご功績に対しまして
感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

一般社団法人西新井法人会
税制委員会副委員長

黒川秀昭氏

ご逝去 享年70

さくら観光バス株式会社
～記憶に残る旅のお手伝い～
東京営業所

大型観光バス 8台保有

- 36席 × 1台 夜行移動に最適!!
- 40席 × 4台 少し余裕を持った座席間隔
- 45席 × 3台 サロン席ならやっぱりこれ!!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831
東京都足立区舎人1-21-15
TEL:03-5647-6139
FAX:03-5647-6539
E-mail:info-t@sakura-kankou.jp



わかばケアセンター
WAKABA
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の安心サポート体制

- 事業所一覧
- デイサービスわかば
- わかばケアセンター-五反野
- わかばケアセンター-大谷田
- わかばケアセンター-六町
- わかばケアセンター-扇
- わかばケアセンター-竹の塚
- わかばケアセンター-綾瀬
- わかばケアセンター-西新井
- わかばケアセンター-伊興

わかばケアセンター 介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。
www.wakaba-care.co.jp TEL03-5809-6202




区民葬・互助会葬より 低価格!
テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!
1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

西新井会館

日本典礼 西新井会館ご案内図

日本典礼 イメージキャラクター **浅香光代** 先生

株式会社 日本典礼

西新井会館へのご案内

- お車
- 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
- 首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
- 舍人ライナー-西新井大師西駅 西口より徒歩2分
- 東武伊勢崎線西新井駅西口より
- 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
- 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
- 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

0120-210-500
年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。

日本典礼 検索


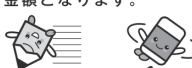



『西新井法人会報』 広告募集!

掲載料金・スペース

一 枠 (天地 50mm × 左右 83mm)	¥10,000 (1回)
二 枠 (天地 50mm × 左右 175mm)	¥20,000 (1回)
A4 タテ (天地 297mm × 左右 210mm)	¥100,000 (1回)

※掲載は、4回単位になります。
※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。
※左記は全て消費税込みの金額となります。

催しものインフォメーション

11月		
日付	内容	場所
5日(火)	定例理事会	法人会館
7日(木) ～8日(金)	青年部会(全国青年の集い)	福井県
15日(金)	財務委員会	法人会館
15日(金)	研修委員会・源泉部会共催 年末調整等説明会	法人会館
18日(月)	組織委員会	法人会館
27日(水)	社会貢献委員会	法人会館
28日(木)	広報委員会	法人会館
29日(金)	女性部会主催 税に関する絵はがきコンクール表彰式	法人会館

12月		
日付	内容	場所
12日(木)	社会貢献委員会 (未使用タオル寄贈)	社会福祉協議会
未定	厚生委員会	未定
未定	青年部会	未定
未定	女性部会	未定

1月		
日付	内容	場所
14日(火)	厚生委員会	法人会館
24日(金)	源泉部会役員会	法人会館
27日(月)	サービス事業委員会	法人会館
未定	青年部会	未定
未定	女性部会	未定

ご存知ですか? こんな有意義な説明会が、行われています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

月日	時間	場所
12月12日(木)	14:00～16:00	法人会館
2月6日(木)	14:00～16:00	法人会館

新設法人説明会

法人設立後の税務手続、源泉徴収のしかた及び、
消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

月日	時間	場所
11月21日(木)	14:00～16:00	法人会館
3月6日(木)	14:00～16:00	法人会館

※1 受講料、テキスト代は無料です。

※2 上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください

表紙のことば Vol.276

飛騨高山市内の町並み

岐阜県の北部、飛騨高山市内の古い町並みです。

ここは歴史的な町並みが多く残っており、今なお沢山の
方々が生活し続けています。

高山市は以前は遠い場所だと感じていましたが、長野県
松本市から上高地を抜け安房トンネルを抜けると、すぐ近
くです。

これからの時期は、ドライブルートが紅葉で真っ盛りになり、
とても素晴らしい景観地となります。

しばらく行っていないので、また行きたくくなりました。

(梅田第一支部 永田 一雄)

編集後記

小さな発見

足立区の夕焼け放送後に、公園や神社などで遊んでいる児童に
帰宅を促す見守りパトロールをしています。私が住む地域は昔から
ある道が多く、細くくねくね曲がった道を約30分かけて自転車
で回ります。初めて通る道、数十年前に遊んだ公園、季節の草花等々、
小さいですが様々な発見や感動があります。これからは児童の安全
を見守りながら、小さな発見を楽しみたいと思います。

(本木支部 広報委員 島田 桂子)

法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税
の相談、記帳指導の相談室を開いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライツマンション103号
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)

TEL 03(3889)4608～9

第276号
発行

令和6年11月5日
一般社団法人 西新井法人会
足立区栗原三丁目10-16

TEL 03(3852)2511
https://www.tohonen.or.jp/nishiarai/

編集 広報委員会

印刷所 株式会社トーコロ
東京都足立区梅島二丁目32-9
TEL 03(3852)1211

法人会の経営者大型総合保障制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
 TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル15F)
 TEL 03-5401-3660

F-2019-1016(2019年8月27日)
 19-073026 2021-8

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- | | |
|-----|---------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与と所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
 お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



masahiro
東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314